

状況証拠による 事実認定

和歌山カレー事件上告審判決

九州大学准教授
豊崎七絵

事実の概要……本件は、いわゆる「和歌山カレー事件」と呼ばれる殺人、殺人未遂、詐欺被告事件である。

被告人は、①自治会の夏祭り用のカレーに砒素を混入し、4名を殺害し63名を殺害するに至らなかった殺人・殺人未遂事件1件（「カレー毒物混入事件」）、②保険金詐欺目的で夫ほか2名に砒素を摂取させて殺害しようとした殺人未遂事件4件、ならびに③保険会社等から保険金等を騙取し又は騙取しようとした数件の詐欺・詐欺未遂事件について、公訴提起された。第一審判決は、②のうちの1件を無罪としたほかは、いずれも有罪とし、被告人に死刑を言い渡した（和歌山地判平14・12・11判タ1122号464頁）。

これに対して、被告人側は、訴訟手続の法令違反、事実誤認、量刑不当があるとして、控訴を申し立てた。大阪高裁は、夫に対する殺人未遂事件について確定的殺意を認定した点で第一審判決には事実の誤認があるが、これは判決に影響を及ぼさず、またその他の主張は理由がないとして、控訴を棄却した（大阪高判平17・6・28判タ1192号186頁）。被告人側上告。

●最三小判平21・4・21 裁判所H P 20090422180047.pdf●

争点 状況証拠による事実認定の方法如何。

裁判所の判断

上告棄却。被告人が「カレー毒物混入事件」の犯人であることは、「①上記カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、被告人の自宅等から発見されていること、②被告人の頭髮からも高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜砒酸等を取り扱っていたと推認できること、③上記夏祭り当日、被告人のみが上記カレーの入った鍋に亜砒酸をひそかに混入する機会を有しており、その際、被告人が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されていることなどを総合することによって、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されていると認められる（なお、カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない。）」

解説 状況証拠による事実認定にあたって

は、(1)間接証拠の証拠能力の有無の判断、(2)間接証拠による間接事実の認定、(3)間接事実から間接事実への推認、(4)間接事実群の総合評価による犯罪事実

の認定、それぞれが適正に行われなければならない。本判決の理由は、(4)の総合評価に投入される間接事実3点を挙げるにとどまる。確かに、「などを総合する」との判示からすれば、もっぱらこれらの間接事実だけで犯罪事実を認定できるとの趣旨でないとは解することもできよう。しかし上告審の具体的救済機能、また本件が死刑事件であることに鑑みれば、最高裁はより詳細な説明を施すべきでなかったか。

本件については多くの論点があるが、2点に絞りコメントする。第1点目。本判決は、「被告人のみ」に「亜砒酸をひそかに混入する機会」があったとする。もっとも、第一審は「混入機会の希少性」とし、控訴審も「他に亜砒酸を混入させる機会の全くないことの完全な立証」は「不可能である」としていた。数ある間接事実の中でも、犯行の機会を持つ者が被告人以外にいないという事実（「密室性の要件」）は、犯罪事実の認定にとって極めて重要な意味を持つ。しかしそれだけに、その立証が慎重に行われなければならない引金になりうる。この点、評者は、犯行機会についてその「唯一性」が立証されなければ、これを積極的間接事実とみなして犯罪事実を認定するための最終的な総合評価に参加させるべきではないと考え

る。これに対しては、「希少性」を以て総合評価に参加させた上で、ただし「希少性」は「唯一性」ではないから、他の間接事実群との総合評価の中で、被告人を犯人とするに疑いが生じる場合もあるとの立場（「行きつ戻りつ」の判断過程）がある。いずれにせよ、「希少性」は「唯一性」ではないとして、慎重な事実認定を要求する点では共通している。ところが最高裁は、具体的な説明なしに、「被告人のみ」犯行の機会があったと言い換え、これを総合評価に参加させている。これが「希少性」イコール「唯一性」という趣旨であるとするれば、安易な事実認定の方法を容認するものと批判せざるを得ない。

第2点目。間接証拠から間接事実を認定する段階（②）で「疑わしきは被告人の利益に」の原則が適用されるとすれば、動機が立証されなければ動機はなかったと認定せざるを得ない。もっともこの段階でその原則を適用しないとしても、動機が不明であること自体、重要な消極的間接事実であり、これを補うような他の間接事実がなければ、当該犯行を人間の行動としてありうると了解するのは困難となり、ひいては合理的疑いが発生する場合もあろう。しかし、この点に関する本判決の判示は、説明に乏しい。（とよさき・ななえ）